

Weekly Report

第543日号
令和2年2月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から施行される民法(債権法)改正

民法のうち契約等に関するルールを定めた債権関係の改正が本年4月に施行されます。多くの改正項目がありますが、主な改正は以下のとおりです。

◎**個人保証人の保護**……①個人が根保証契約を締結する場合、極限額(保証の上限額)を定めなければ保証契約は無効とする、②事業用融資の保証人に第三者の個人がなる場合について、公証人による保証意思確認の手続を新設し、保証人になる方が公正証書を作成して保証債務を負う意思表示しなければ保証契約は無効となります。

◎**消滅時効の見直し**……債権者が一定期間権利を行使しない場合に債権が消滅する「消滅時効」について、職業別の短期消滅時効(例えば、宿泊や飲食代金は1年、弁護士報酬や商品の売掛代金は2年など)を廃止し、原則として権利を行使できることを「知った時から5年間」となります。

◎**定型約款に関する規定の新設**……インターネット販売や保険契約などの不特定多数を相手方

とした画一的な取引に用いる「定型約款」を契約の内容とする旨の合意があった場合などは、顧客が内容を認識していなくても個別の条項について合意したものとみなされます。ただし、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項は無効となります。

◎**法定利率の見直し**……契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される法定利率を、年3%(現行5%)に引下げます。

◎**賃貸借に関するルール**の明文化……①敷金は賃貸借終了時に賃料などの債務の未払分を差し引いた残額を返還する、②借主は通常損耗や経年変化について原状回復をする必要はないことが明記されました。

来月期限となる消費税増税に伴う支援策

昨年10月の消費税率引上げに伴い実施されている支援策のうち、①住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充(贈与税の非課税枠を最大3千万円に拡大)、②次世代住宅ポイント制度(一定性能を有する住宅の新築やリフォームに対し、様々な商品と交換可能なポイントを発行)、③プレミアム付商品券(住民税非課税者や子育て世帯を対象に販売)は、本年3月が期限となります。

①は3月までに住宅の取得等を契約した場合が対象、②は3月までに住宅の新築やリフォームの請負契約・着工等してポイントの発行申請を行った場合が対象、③の使用期限は市町村によって異なりますが最長で3月までとなります。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は

新型コロナウイルス感染症が社会問題になっていますが、感染が疑われる場合は、まず各都道府県の保健所などに設置されている「帰国者・接触者相談センター」に問合せた上で、診察が必要な場合には医療機関が紹介されます。

厚労省は相談センター問合せる目安として、*風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、*強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある、*高齢者や基礎疾患がある方などは、これらが2日程度続く、のいずれの場合としています。